

ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員内規

(目的)

第1条 この規程は、ラテンアメリカ協会「ラテンアメリカ・カリブ研究所」規程第4条で定められた研究員の選考基準およびその権限・職務を定めるものである。

(定義)

第2条 研究員は次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 任期終了に伴い帰国した在外公館等の機関の専門調査員に相当する者で所属籍を有しない者
- (2) ラテンアメリカ研究を専門とする博士後期過程修了者で、引き続きラテンアメリカ関係の調査・研究を希望する者
- (3) その他、上記2項の者と同等の能力がある者

(申請・選考)

第3条 研究者になろうとする者は次の各号に掲げる書類をもって申請を行う。選考はラテンアメリカ協会常務理事会が当たり、採用は会長名で行う。

- (1) 履歴書
- (2) 推薦書。第2条(1)の者については帰任前の職務関係者の推薦状2通。(2)の者については指導教員を含め3人(うち1人は協会会員)の推薦を得た者
- (3) 研究計画書(指定様式にもとづく)

(採用時期・期間)

第4条 研究員の採用時期は随時とし、協会所属期間は最長3年とする。期間の更新は認めない。但し、常勤職を得た場合は、当該年度末に研究員を辞することとする。

(報酬・権利)

第5条 研究員には次の各号に掲げる諸条件が付与される。

- (1) 研究費・交通費・報酬を支給しない
- (2) ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員の肩書を付与する。
- (3) ラテンアメリカ協会が運営するウェブの利用およびメールアドレスの利用権を付与する。
- (4) 協会が主催するシンポジウム等のイベントの参加(有料の場合もある)
- (5) 協会主催のシンポジウム等の講師として参加した場合および受託調査等に関係した場合には、その事業に関わる予算より経費および報酬等を支給する。
- (6) その他常務理事会が認めた事項

2 研究所外での活動は妨げない。ただし、研究員の身分を利用して活動する時は速やかに所長に報告しなければならない。

(研究員の義務)

第6条 研究員は次に掲げる義務を負う。

(1) 年に1回、本人の専門分野をテーマとした研究報告等を執筆し、内容および必要に応じて『ラテンアメリカ時報』ないしはホームページに掲載すること。

(2) 協会が主催するシンポジウム、セミナー等の事業に協力すること。

(3) 協会が受託した調査研究プロジェクトに必要な応じて協力すること。

2 協会発行の印刷物およびホームページを除き、研究員が発表した研究成果は本人に帰属する。

(身分の取り消し)

第7条 研究員が協会および研究所の名誉を毀損する行為をしたと常務理事会が認定したときは、協会は研究員の身分取り消しの処分をすることができる。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年6月5日に制定し同日施行する。